

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

## 野田市条例第5号

### 野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）

（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2号中「8,400円」を「16,600円」に改め、同条第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条から第19条までを次のように改める。

第16条から第19条まで 削除

第20条中「又は第16条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。）」を削る。

第21条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第22条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第23条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第24条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2号中「11,600円」を「12,900円」に改める。

第25条から第27条までを次のように改める。

第25条から第27条まで 削除

第28条中「又は第25条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。）」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改める。

第29条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第36条第1項中「となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を「となった」に改め、「、第16条」及び「若しくは第25条」を削り、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「又は第18条」を削り、同条

第2項中「、第16条、第22条若しくは第25条」を「若しくは第22条」に改め、「又は第18条」を削る。

第37条第1項各号列記以外の部分中「又は第16条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第2項中「又は第16条」及び「又は第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第3項中「又は第16条」を削る。

第38条の2第1項及び第2項第1号中「又は第18条」を削り、同条第3項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削る。

第38条の3第1項中「又は第16条」を削り、同条第2項中「又は第16条」及び「又は第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「又は第16条」を削り、同条第5項中「又は第16条」及び「又は第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第6項中「又は第16条」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。